

●香川県告示第50号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 所在地

丸亀市大手町2丁目1番7号

2 名称

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

3 売りさばき場所

変更前 丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所

変更後 丸亀市大手町2丁目1番7号 丸亀市保健福祉センター

丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所